



減らそう犯罪通信

平成21年5月号

発行・編集

広島県警察本部
減らそう犯罪推進室
〒730-8507
広島市中区基町9-42
TEL 082(228)0110
FAX 082(222)7902

定額給付金を口実とした振り込め詐欺の被害防止

定額給付金の給付が県内すべての市町で始まっています。

これまで県内では、定額給付金を口実とした振り込め詐欺の被害は確認されていませんが、市町の職員を名乗り、電話で「定額給付金支給のため、口座番号を教えてください。」、又は、直接訪問のうえ「書類と口座番号を渡してもらえば、手続きをしてあげる。」などと言われたとの情報があります。

警察では、市町との連携を強化するとともに、県民の皆さん方がこの様な情報に接した場合、不審を感じたか感じないかではなく「迷わず、すぐに110番」をしていただくようお願いしています。そうすることにより、110番していただいた方の被害防止は勿論のこと、多くの県民の方々に対する警戒情報の発信や警察による犯人の逮捕にも役立ちます。

なお、近日中から、無人ATMの周辺における警戒や被害防止の声かけを行う「総合防犯警戒員」の配置、「携帯電話感受装置」の設置を進めることとしています。

銃砲刀剣類所持等取締法(銃刀法)の改正に伴う監督の強化等

昨年及び一昨年、東京都や長崎県におけるナイフや散弾銃を使用した殺傷事件の発生を受けて、銃刀法が一部改正され、本年6月1日から、次のとおり「銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等」がなされます。

行政調査(報告徴収、受診方の命令)

公安委員会は、銃砲刀剣類の所持許可等を受けた者に対し、許可等基準への継続適合性を調査するための報告求め、又は指定する医師の診断受診方を命ずることができる

調査期間中における銃砲刀剣類の保管

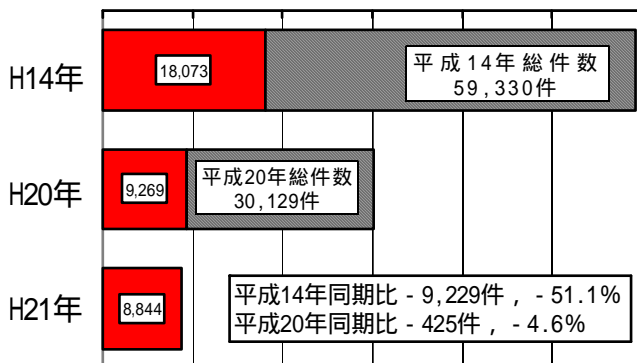
公安委員会は、所持許可者が人に暴行を加える等し、かつ、言動等から判断して欠格事由に該当する疑いがある場合、その者が所持する銃砲刀剣類の提出を命じ、調査期間中これを保管できる

公安委員会に対する申し出制度

所持許可不適合者の早期把握と銃砲刀剣類による危害防止のため、何人も、銃砲刀剣類所持者の言動等から人の生命、身体等を害するおそれがあると認めるときは、公安委員会に対し、その旨を申し出ることができる

県内の刑法犯認知状況(4月末現在)

0 10,000 20,000 30,000 40,000 50,000 60,000



県内の交通事故発生状況

区分	平成21年 4月末	平成20年 4月末	前年対比		
			増減数	増減率	
人傷事故数	5,400件	5,601件	201件	3.6%	
死者数	48人	40人	8人	20.0%	
負傷者数	6,853人	7,005人	152人	2.2%	
高齢者	事故件数 (1当+2当)	1,507件	1,442件	65件	4.5%
	死者数	20人	11人	9人	81.8%

死者数に占める高齢者の割合
41.7% (全国第10位, 全国平均50.3%)

道路交通法の改正

飲酒運転等に対する行政処分の強化及び高齢運転者の安全な運転の支援等のため、道路交通法が一部改正され、次のとおり順次施行されます。

本年4月24日から施行

標識制度の見直し ~ 75歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示義務は当分の間、適用されず、70歳以上75歳未満の方と同様の努力義務となりました。

本年6月1日から施行

飲酒運転等に対する行政処分の強化

- * 飲酒事故等による免許取消し後の欠格期間の引上げ 最長5年 10年
- * 飲酒運転やひき逃げ等の点数を引上げ
 - ・ 酒酔い 25点 35点
 - ・ 酒気帯び 0.25mg以上 13点 25点, 0.15mg~0.25mg未満 6点 13点
 - ・ ひき逃げ(救護義務違反) 23点 35点

高齢運転者への安全運転支援

- * 講習予備検査(認知機能検査)の導入等 ~ 75歳以上の方が免許更新を受ける場合、高齢者講習の受講前に講習予備検査の受検が義務付けられました。

参考(6か月~1年以内に施行予定)

高速自動車国道等での車間距離保持義務違反の罰則の引き上げ、地域交通安全推進委員の活動内容の追加、高齢運転者等専用駐車区間制度の導入など。

平成21年度「地域安全安心ステーション」推進事業

平成17年度から、地域住民による自主防犯活動の拠点を「地域安全安心ステーション」と位置づけ、同ステーションでの活動に対して各種支援が行われています。

本年度は、県内の13団体から支援要請が寄せられ、審査の結果、下記の4団体が選定されました。

この4団体には、今後、国から、腕章・帽子・ジャンパー等の防犯パトロール用品及び誘導旗等の通学路における警戒活動グッズが無償貸与されます。

地区名	団体	構成員数	管轄署
大崎上島町地区 (大崎上島町)	大崎上島レディース	50人	竹原
西小学校区 (三原市)	西小・宮浦中安全対策協議会	174人	三原
第2地区 (呉市)	第2地区防犯パトロール隊	70人	呉
阿賀地区 (呉市)	阿賀地区安全会議	120人	広

平成21年度「かぎかけ定着モデル事業」の実施

昨年度に続き、自転車盗被害の約3割を占める高校生を対象として、ツーロックの促進等による自転車盗の抑止及び交通マナーアップによる交通事故防止を図ります。

警察本部指定のモデル高等学校(8校)

- ・ 広島市中区 ~ 5校(広島国泰寺, 広島商業, 広島女学院, 安田女子, 修道)
- ・ 東広島市 ~ 3校(賀茂, 西条農業, 近大附属東広島)

警察署指定のモデル高等学校

管内に警察本部指定のモデル高等学校が所在する警察署以外の警察署においても、1校以上のモデル高等学校を指定します。

実施期間

平成21年6月1日(警察署指定は7月1日)~同年12月31日までの間

事業内容

- ・ 防犯学習 ~ 事業実施要領及び防犯・交通マナー等に関する講習会の開催
- ・ かぎかけ定着活動 ~ 駐輪場等への啓発看板の設置など
- ・ 環境整理活動 ~ 生徒会等協働による駐輪場等の環境整理及び防犯診断
- ・ 検証 ~ ツーロックの実施状況, 自転車盗の発生状況等を確認